

令和5年度
第1回福島県森林審議会議事録

日時：令和5年11月30日（木）
場所：杉妻会館 4階 牡丹

福島県農林水産部
森林計画課

令和5年度第1回福島県森林審議会議事録

1 日 時 令和5年11月30日(木) 13時30分～14時35分

2 場 所 杉妻会館 4階 牡丹

3 出席者

(委 員)

藤野正也会長、阿部恵利子委員、五十嵐乃里枝委員、古関恵子、今野万里子委員、
白岩和子委員、鈴木清延委員、関奈央子委員、高木鉄哉委員、豊田新一委員、
村越のぞみ委員

[※下線部の3名の委員は、リモート参加]

(以上11名)

(福島県)

農林水産部長、農林水産部次長(森林林業担当)、農林総務課長、農林企画課長、
森林計画課長、森林整備課長、林業振興課長、森林保全課長、
県北農林事務所森林林業部長、県中農林事務所森林林業部長、
県南農林事務所森林林業部長、会津農林事務所森林林業部長、
南会津農林事務所森林林業部長、相双農林事務所森林林業部長、
いわき農林事務所森林林業部長、林業研究センター所長

[※下線部の4名の委員は、リモート参加]

(以上16名)

4 議 事

(1) 福島県森林審議会森林保全部会員の選出について

(2) 【議案第1号】

ア 阿武隈川、奥久慈、会津及び磐城地域森林計画変更について

イ 地域森林計画変更に対する意見等について

(3) 報告事項

ア 福島県農林水産業振興計画の進行管理について

5 その他

連絡事項

6 閉 会

7 発言者名、発言者ごとの発言内容

以下のとおり

<p>司会 (野村主幹)</p>	<p>定刻となりましたので、審議会を始めたいと思います。 本日の司会進行役を務めさせていただきます森林計画課の野村と申します。 どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、ただいまより福島県森林審議会を開催いたします。 初めに、藤野会長より御挨拶をお願いいたします。</p>
<p>藤野会長</p>	<p>委員の皆様におかれましてはお忙しい中、森林審議会の御出席いただきまして、誠にありがとうございます。 さて、本日の審議会におきましては、知事より諮問を受けております「阿武隈川、奥久慈、会津及び磐城地域森林計画の変更案」について、審議を行うものであります。 今回の変更案に関しまして審議を進め、答申書の取りまとめを行いたいと考えております。 また、令和3年12月に策定された福島県農林水産業振興計画の進行管理について報告がありますので、皆様の忌憚のない御意見をいただければと思っております。 本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>司会 (野村主幹)</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、沖野農林水産部長より挨拶を申し上げます。</p>
<p>農林水産部長 (沖野部長)</p>	<p>令和5年度第1回福島県森林審議会の開催にあたり御挨拶を申し上げます。 皆様におかれましては、日頃より本県の森林林業推進に御理解、御協力をいただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。 東日本大震災、原発事故から12年余りが経過しましたが、海岸防災林の再生や放射性物質対策と一体的に行う森林の整備、きのご原木の生産再開に向けた広葉樹林の整備など、森林の再生に向けた取組が着実に進んでおります。 県といたしましては、福島県農林水産業振興計画の基本目標に掲げた、『『もうかる』『誇れる』共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村』の実現に向け、担い手確保・育成や生産基盤の整備など、農林水産業を未来につなげていけるよう、各種施策を積極的に展開しております。 特に、本県の森林・林業施策を支える人材の育成につきましては、「林業アカデミーふくしま」において、実践力のある人材や、森林経営管理を担うことができる人材など、地域林業の核となる担い手の確保につながるよう、引き続きしっかりと取り組んでまいります。 本日は、本県の森林・林業施策の方向性を定め、計画的な森林施業による適正な管理や、市町村・森林所有者が作成する計画の指針となる地域森林計画について、御審議をいただくこととしております。</p>

司会
(野村主幹)

また、併せて、福島県農林水産業振興計画の進行管理について御説明させていただきます、そののち、意見交換させていただきたく存じます。

委員の皆様には、忌たんのない御意見等を賜りますようお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

沖野部長につきましては、所用によりここで退席させていただきます。

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。

皆様のお手元にファイルで綴られていると思いますが、まずインデックスの一番最初のところに、審議会の配付資料一覧というのがございます。

本日の審議会の資料につきましては、次第、出席者名簿、座席表、森林審議会委員名簿でございます。

それと地域森林計画関係資料等としまして、資料1から資料8、参考資料1から3、地域森林計画に関する諮問文の写しとなっております。

御確認をお願いいたします。大丈夫でしょうか。

なお、本日の県側の出席者でございますけれども、配付資料一覧の次の、次のページにございます出席者名簿の中に県側の出席者でございます。

リモートで参加している職員につきましては、氏名の下に下線を引いてございますので、御了承願います。

それでは、次第4、委員の出席状況について、御報告させていただきます。

森林審議会出席者名簿を御覧ください。

本日リモートにて参加いただいている委員につきましては、出席者名簿のお名前のところの下線を引いてございます。

阿部委員、今野委員と、本日急遽リモート参加となりました五十嵐委員の3名となっております。

また、本日の欠席者でございますけれども、荒川委員、遠藤委員、田子委員、宮田委員の4名から欠席の報告をいただいております。

以上、委員総数15名のところを11名の出席となっており、福島県森林審議会規程第4条に定める委員の過半数の出席を得ておりますので、当審議会は有効に成立しております。

それでは、次第5の議事に移らせていただきます。

福島県森林審議会規程第5条により、会長が議長となりますことから、藤野会長に議事進行をお願いいたします。

それでは藤野会長、よろしく申し上げます。

議長(藤野会長) それでは、議事を進めてまいりたいと思います。
まず始めに、議事録署名人の指名を行います。福島県森林審議会規程第7条第2項により、議事録署名人を2名指名いたします。古関恵子委員と白岩和子委員をお願いしたいと思います。

続いて、議事に入らせていただきます。
本日の議案ですが、知事から11月22日に諮問を受けております「地域森林計画に関する事項」となっております。
議案第1号について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局(川口主幹) 森林計画課主幹の川口です。よろしくお願いたします。
議案第1号に入る前に、福島県森林審議会森林保全部会員の選出について説明いたします。
お手元の資料、福島県森林審議会委員名簿を御覧ください。
森林保全部会は、森林法施行令第7条第1項の規定により設置しております。第2項で会長が指名する委員をもって充てるとされております。
森林保全部会員につきましては、8名の委員が指名されておりましたけれども、福島県町村会の星明彦氏の解囑によりまして7名となっておりますので、森林保全部会員1名の指名について、藤野会長に選任を一任いたします。

議長(藤野会長) それでは、福島県森林審議会森林保全部会員を指名します。
宮田秀利委員を指名いたします。よろしくお願いたします。
宮田委員は御欠席ですけれども、御承諾いただきたいと思います。

次に、議事2に入らせていただきます。
議案第1号につきましては、知事から11月17日に諮問を受けております地域森林計画に関する事項となっております。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局(川口主幹) よろしくお願いたします。
まず、説明の進め方でございますけれども、初めに、議案第1号の「阿武隈川、奥久慈、会津及び磐城地域森林計画変更案」について、説明いたします。
その説明後に、縦覧等の結果ですとか、委員の皆様から事前にいただきました御意見とその対応について、説明をさせていただきます。
スクリーンの方を御覧ください。
なお、スクリーンの画像につきましては、お手元に参考1としてお配りしております。細かい文字等もありますので、こちらのほうも御覧いただきな

がらお願いいたします。

まず初めに、地域森林計画の概要について御説明したいと思います。

こちら森林法に基づきまして、知事が全国森林計画に即して、5年ごとに10年を1期としてたてる計画で、地域に応じた森林の整備、保全の目標などを明らかにしているものです。

また、市町村がたてます市町村森林整備計画の指針となります。

本県におきましては、磐城、阿武隈川、奥久慈、会津の計4つの計画区がございます。

こちら計画区合計の私有林の面積には、565千haで、県土面積の41%を占めております。

次に、地域森林計画の位置付けについてです。

こちらスライドの左側のほうが、県の各種計画の体系になります。

県全体の振興計画となります福島県総合計画、その部門別計画として、委員の皆様にも御意見をいただきました農林水産業振興計画がございまして、これに即して、各種事業計画がたてられております。

また、本県の土地利用の方向性を示す土地利用基本計画がございまして、

右側が森林計画制度の体系になります。

森林林業基本法に基づき、政府が長期的かつ総合的な政策の方向・目標を示した森林林業基本計画をたて、これに即して農林水産大臣が全国森林計画をたてます。

更にこれに即しまして、私有林では地域森林計画が、国有林では国有林の地域別の森林計画がたてられます。

地域森林計画に適合した形で、市町村では市町村森林整備計画、市町村森林整備計画に適合した形で、森林所有者等におきましては森林経営計画が策定されます。

なお、地域森林計画は農林水産業振興計画、それから土地利用の基本計画との調整を図って策定しております。

次に、令和5年10月に策定されました全国森林計画について御説明をいたします。

全国森林計画は農林水産大臣が森林林業基本計画に即して、5年ごとに15年を1期としてたてる計画で、計画の期間は令和6年4月1日から令和21年3月31日となっています。

また、都道府県知事がたてます地域森林計画などの指針となっております、森林整備及び保全の目標ですとか、伐採立木材積などの計画量などを示すものです。

こちらの現行計画が令和3年6月に変更されておきまして、それ以降に生じた情勢の変化ですとか、新たな施策の導入を踏まえて、今回、盛土等の安全

対策の適切な実施、それから花粉発生源対策の加速化などが盛り込まれました。

また、流域ごとに定めております森林整備及び保全の目標、伐採立木材積、造林面積などの計画量につきましても、新たな計画期間に見合う量を計上しております。

こちらのスライドは、前のスライドで説明しました流域ごとに定めている計画量についてです。

こちらの表は、福島県における現行の計画量と令和6年4月1日から始まる次期計画量を比較したものです。

伐採立木材積のうち主伐、それから造林面積、林道の開設量、こちらにつきましても現行に比べ次の計画で増加しておりまして、伐採立木材積のうちの間伐につきましても減少となっております。

次に、新たな全国森林計画の森林の整備及び保全の目標です。

天然生林、それから育成複層林、育成単層林についてですが、天然生林の保全管理ですとか、育成単層林の維持、こちらにつきましても計画期末ではほぼ現況と同じとし、育成複層林については花粉発生源対策の加速化ですとか、自然条件等に応じた育成複層林への誘導を推進するとして、計画期末には増加するとしております。

ここまでは新たな全国森林計画の内容を説明してきましたけれども、次に地域森林計画への反映について御説明をいたします。

地域森林計画は、全国森林計画に即してたてるものですので、新たな全国森林計画に盛り込まれた内容ですとか、計画量をもとに見直しを図りました。

今回の変更のポイントは、スライドの下のほうに、四角く囲んであるところにあります①から⑧の内容ですが、計画量の見直しとも関連してきますので、まずは福島県の森林資源の概要について御説明しまして、そのあと具体的な見直しを説明させていただきます。

まずこちらが、森林資源の概要になります。

少し字が細かいので、お手元の資料も御参考にいただければと思います。

まず左上のグラフのほうを御覧ください。

福島県の森林面積は約973千haで、土地面積の7割を占めておりまして、そのうち私有林は58%を占めています。

左の下のグラフですけれども、こちらは私有林面積のうち、約4割が人工林、さらに人工林のうち、スギが6割以上を占めているというのを示しているグラフになります。

そして右の上のほうのグラフですが、こちらは民有林の資源量についての推移を示したものになっておりまして、人工林を中心に毎年増加しており、資源は年々充実しているという状況です。

右下のグラフは、民有林の人工林について、齢級、森林の年齢になりますが、こちら林齢別に見た面積を表しております。人工林の9割が41年生以上の森林と高齢級化しておりまして、本格的な利用期を迎えております。

次に、森林整備の推移です。

左上のグラフ、こちら伐採立木材積につきましては、主伐、間伐の材積ともにほぼ横ばいの傾向となっています。

また、左下のグラフ、こちらは間伐面積の推移になりますが、こちらは大体4,000ha前後で推移しておりまして、右上のha当たりの間伐材積もほぼ横ばい傾向となっています。

次に、人工造林面積、それから林内路網整備延長の推移です。

まず上のグラフになりますが、人工造林面積は年度ごとに少しばらつきはございますけれども、ここ数年は250～300ha前後で推移しております。

下のグラフ、林内路網整備の延長ですけれども、こちらは林道開設の延長が、平成25年から令和4年までの累計で56km、作業道の整備延長が2,056kmとなっています。

森林整備と一体的に作業道の整備が進んでおりまして、作業道の実績が伸びております。

次に、保安林指定面積とそれから治山事業量の推移です。

上のグラフは保安林指定面積を示したのですが、平成25年の113,300haから年々増加しまして、令和4年には114,800haと、計画的に保安林の指定を進めております。

下のグラフ、治山事業量につきましては、災害復旧が進んだため平成30年度と比べまして、近年事業費のほうは大きく減少しております。

令和4年は524,400万円となっております。

それではここから全国森林計画に即した、地域森林計画の見直しについて御説明をいたします。

まずこちらスライド、4つの四角囲みがございますけれども、こちらの4つが主な見直しの内容となります。こちらは国の新たな施策の導入等を踏まえまして、地域森林計画の見直し、それから記述の充実を行いました。

1つ目は左の上、花粉症発生源対策の加速化です。

こちらは令和5年5月の花粉症対策の全体像を踏まえまして、発生源対策に関する記述を充実いたしました。

2つ目は左の下、木材の合法性確認の取組強化です。

こちらは令和5年4月に改正されました合法伐採木材等の流通及び利用促進に関する法律を踏まえまして、木材関連事業者の取組に関する記述を充実しております。

3つ目は右の上、高度な森林情報の整備活用ですけれども、オープンデータ化に係る政府の決定やリモートセンシングなどの新たな技術の進展を踏まえまして、航空レーザ計測等による森林情報の活用など、ICTの活用に関する記述を充実しております。

最後4つ目ですが、右の下、盛土等の安全対策の適切な実施及び林地開発許可の適切な運用ですけれども、宅地造成及び特定盛土等規制法の施行を踏まえ、盛土等の安全対策の実施に関する記述を追加、それから森林法施行令の改正など、林地開発許可制度の許可基準を見直したことを踏まえまして、制度の運用に関する記述の充実を行っております。

次に、標準的な植栽本数の変更について御説明をいたします。

こちらは初期成長が期待できる樹種ですとか植栽方法で、地形や地質など自然条件が良好であり、成林が見込まれる場合は、低コスト造林として少ない植栽本数での実施も可能とし、低密度植栽の本数を改めて記載いたしました。

低密度植栽ですけれども、こちらは従来ヘクタール当たり3,000本程度植栽していたものを1,000～1,500本程度で植栽することで、苗木の植栽本数が減りまして、苗木代ですとか、植栽のときの労務費が削減される、ということによって再生林の低コスト化を図ることが出来ます。

ここで委員から御質問がありました森林クラウドについて、簡単に御説明をさせていただきます。

森林クラウドにつきましては、各森林計画書のローマ数字のⅡ、計画事項第2の1の(2)森林の整備及び保全の基本方針というところに記載をしております。

まず森林クラウドは、県や市町村それから森林組合等で管理している森林情報を、クラウド上で一元管理するというシステムです。

例えば、このスライドの左の上、福島県というところを御覧いただきますと、県で保有しております森林簿、それから森林計画図などの森林情報を市町村や森林組合、林業事業体とリアルタイムで共有することが出来ます。

林業事業体では、樹高ですとか本数密度、詳細地形など情報を活用することで、森林の施業、山の手入れをするときの効率化が図られるなど、森林整備の推進にも役立っております。

また運用の状況ですが、県内市町村の約9割に当たります51市町村が、林業事業体のほうも39事業体が現在森林クラウドを運用しております。

次に、②地域森林計画の対象とする森林区域の見直しです。

こちらの表、上から順に追って御説明いたしますと、阿武隈川計画区は、太陽光発電施設の林地開発の完了等により合計で55haの減少。

会津計画区につきましては、官行造林地の返地により合計21haの増加。

磐城計画区は太陽光発電施設の林地開発の完了と海岸防災林の編入によりまして、合計で2haの増加となっております。

奥久慈計画区については、変更はございません。

こちらの写真は、今ほど変更となった森林の状況を示したものになります。

上段の2枚は太陽光発電施設の状況、下の段左は会津森林計画区の官行造林地の返地、それから右は磐城森林計画区の海岸防災林の状況の写真です。

次に、③森林の整備及び保全の目標の見直しです。

こちらは全国森林計画に即しまして、林地の公益的機能の維持・増進と多様な森林整備を推進するため育成複層林への誘導の推進、それから花粉症発生源対策を加速化するなど計画的な整備を進めることといたしまして、右の上の育成複層林について全ての計画区で現計画量と比べまして変更計画量を増加しております。

そのほかにつきましては、おおむね現計画量と同程度としております。

次に、④伐採計画量の見直しです。

こちらは近年の伐採傾向や蓄積の増加、それから全国森林計画の見直しに即しまして、計画量を算出いたしました。

主伐につきましては、花粉発生源対策における、スギ、人工林の伐採ですとか、植え替えなどの加速化を念頭に増加を見込みまして、計画量を算出しております。

⑤造林計画量の見直しです。

こちらは伐採後の的確な更新を図り、森林資源の保続を考慮する観点から、伐採に見合う造林量を計画しておりまして、前に御説明しました主伐の増加に伴いまして、現計画に比べ変更計画量を増加しております。

⑥林道計画量です。

全国森林計画の目標値や市町村の整備計画を踏まえまして計画量を変更しておりまして、阿武隈川、奥久慈、会津で現計画より増加する計画となっております。

磐城につきましては、変更はございません。

⑦保安林指定計画量です。

こちらは荒廃のおそれがある森林等におきまして、災害防止機能等を早急に発揮させるため、阿武隈川では37ha、磐城では災害防備と水源涵養^{かん}合わせまして計2haの増加となっています。

奥久慈、それから会津の方は、変更はございません。

次に、⑧治山事業施行地区数です。

こちらにつきましては、近年の集中豪雨等による災害発生状況、それから社会的要請等を踏まえまして、変更計画では各計画区で現計画より地区数を増加しております。

最後に、地域森林計画の変更に係るスケジュールです。

本日、森林審議会からの答申をいただきましたら、今後農林水産大臣へ協議を行いまして、同意を得た上で12月14日付けでの変更、同日付け公表を予定しております。

森林計画の変更案につきましては、以上です。

議長(藤野会長)

はい、ありがとうございました。

地域森林計画変更案に続きまして、資料6について、事務局から御説明お願いいたします。

事務局

(川口主幹)

はい、ありがとうございます。

次に、縦覧及び県民意見公募の結果等を取りまとめた地域森林計画変更案に対する意見等について御説明をいたします。

資料6となります。資料6、表紙を1枚お開きいただきまして、こちらが意見等の結果となります。

まず、森林法第6条第2項に基づく意見の申立て及びうつくしま県民意見公募、パブリックコメントの結果ですけれども、こちら縦覧とそれから意見募集の期間は、令和5年10月17日から11月16日の31日間、この間は意見等はありませんでした。

また、その下の2から6まで関係機関からですけれども、こちらにつきましても意見はありませんでした。

なお、公告縦覧等から修正された誤字等につきましては、資料7のとおり訂正させていただきますので、よろしく願いいたします。

地域森林計画変更に対する意見等については、以上となります。

議長(藤野会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、皆様のほうから御意見、御質問等をいただきたいと思います。どなたからでも結構でございます。いかがでしょうか。

オンラインの皆様もいかがでしょうか。

私のほうから1つだけ御質問させていただきたいと思います。

今回の全国森林計画の変更の中で、合法木材に関する記述を追加するようになりましたが、例えば、資料2の阿武隈川地域森林計画書について32ページの真ん中のところに、合法伐採木材等の流通及び利用の促進にかかる法律、云々と書かれています。この記述が入ったことで例えば合法性の確認がとれた木材の流通量を県で集計する。そのようなことを行われるのでしょうか。

森林計画課長
(宮田課長)

合法木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日から施行ということになります。

これにつきましては、輸入木材など、川上側の製材工場等のほうで、建築業などに対して、合法的な木材だということの情報提供を義務づけるという形になっております。

森林計画書の中ではこのような記載をしてございますが、この合法性の担保というものをどのようにしていくのかは、今後、国が示す要綱要領等も踏まえながら、県で行うべき施策というものが明確になってくると思います。今は全国森林計画に即してこのような記載になっておりますが、実際の実施というものについては、今後、様々な調整の後に示されることになるかと思っております。

議長(藤野会長)

はい、分かりました。ありがとうございました。

ほか、皆様いかがでしょうか。

それでは、ほかに御意見がないようですので、議案の第1号は原案に異議がないものとして答申したいと思います。

なお答申は、次第のとおり、審議会の閉会後に行いますので、事務局にて準備をお願いいたします。

次に、議事3、報告事項となります。

福島県農林水産業振興計画の進行管理について、事務局から説明をお願いします。

事務局
(川口主幹)

それでは、資料8によりまして御説明をさせていただきます。

まず、農林水産業振興計画につきましては、令和3年度に御審議をいただきまして、令和4年度より本計画に基づいて施策を進めているところです。

今回、農林水産業振興計画の進行管理、それから進捗につきまして直近の

実績等を用いまして御説明をいたします。

進捗の状況を御説明する前に、御存じかとは思いますが、改めての意味で農林水産業振興計画の概要とそれから進行管理のスケジュール、施策の基本方向について御説明をさせていただきます。

資料8-5、福島県農林水産業振興計画概要版の1ページを御覧ください。

右の上のほうに資料8-5となっており、横版の資料になっているものになります。よろしいでしょうか。

東日本大震災・原子力災害から12年が経過いたしまして、被災した海岸防災林ですとか、林道などの復旧はおおむね完了、森林整備等も進めてきました。

一方で、野生きのこなどの出荷制限は継続、きのこ原木林の生産再開の見通しが立たないといった課題もございます。

こうした状況を踏まえまして、時代に即した農林水産業や農山漁村の振興施策を進めていくために、県が行う長期的展望に立った施策の具体的な基本的な方向性を示すものとして、令和3年12月に策定をいたしました。計画期間は令和4年度を初年度としまして、令和12年度を目標年度とする9か年の計画となっております。

4ページを御覧ください。

この計画の基本目標は、『『もうかる』『誇れる』共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村』といたしまして、4つの目指す姿、それから6つの施策の展開方向を定めております。

5ページを御覧ください。

施策の展開方向ですけれども、森林林業の重点的な施策といたしましては、森林整備の推進、それから広葉樹林、きのこ原木林の再生、担い手対策、大径材の活用、森林資源の適正な管理、林道等路網の整備、山地災害の防止、病虫害対策、森林の持つ機能ですとか、木材利用への理解促進など、多岐にわたっております。

次に、19ページを御覧ください。

本計画の推進に当たりましては、様々な主体が参画するとともに、連携等により取組を進めていくことが重要と考えまして、的確な情報提供、情報発信の強化、活動支援等により、計画実現を目指すこととしています。

なお、計画の詳細につきましては、後ほど御覧いただければと思います。

戻りまして、資料8-1を御覧ください。

農林水産業振興計画の進行管理というカラー版で、縦のA4、1枚のものに

なります。

農林水産業振興計画の進行管理は、進行管理実施要領というものに基づいて行っております。

こちらの資料8-1がそのスケジュールを示したものになりますけれども、上からいきまして、まず実績の把握として4月から5月に行いまして、2段目具体的な取組ですとか、指標の取りまとめを6月に行います。

その下に行きまして、7月から8月に県内7方部で意見交換会を開催しまして、農林漁業者等から意見を聴取いたします。

これら実績ですとか、それから意見交換会の内容をもとに、審議会において計画の推進状況を審議いただきまして、課題や今後の方針等について意見をいただきます。

今回の説明は、この部分に該当いたします。

審議いただいた後、意見を踏まえて次年度以降の事業を構築、4月に施策の基本方向を公表して事業を実施してまいります。

このスケジュールを毎年繰り返し行います。

では1枚おめくりいただきまして、資料8-2と資料8-3を御覧ください。

令和5年度の農林水産業施策の基本方向と、それから令和5年度の農林水産部の主な事業を示した資料となります。

関連いたしますので、森林林業の記載のある項目につきまして、併せて御説明をさせていただきます。

まず1つ目の東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化についてですけれども、こちらは被災した林道や海岸防災林等の復旧を進めるとともに、次世代のきのこ原木林等の整備を関係機関と連携して強力で推進することとしております。

次にその下、多様な担い手の確保・育成ですけれども、林業アカデミーふくしま運営事業によりまして、就業前、長期研修などを行い、担い手の育成を進めます。

次に、その下の生産基盤の確保・整備と試験研究の推進ですが、こちらは航空レーザ計測により地形情報等を取得し、林内路網計画の策定を支援いたします。

次に、活力と魅力ある農山漁村の創生ですけれども、こちらは森林の有する多面的機能の維持・発揮に資する森林整備を進めることとしております。

また、森林との絆事業による情報発信や、植樹祭の開催等により、森林への理解促進を図ります。

さらに、山地に起因する災害から県民を守る治山施設の整備を推進します。

それでは計画の進捗状況につきまして御説明をいたします。資料8-4を御覧ください。

まずこちらの上の表ですけれども、各施策の指標の評価について御説明します。

こちらの表は、左から施策の展開方向、指標の数、評価が記載されております。

評価はABCDの4段階で、目標に対する実績の比率で行っております。

森林林業に関連する指標は12ありますが、全ての指標のうち5つの指標42%がA評価、7つの指標58%がB評価で、それぞれの取組はおおむね計画どおりに進んでいます。

主な指標について、実施状況や今後の取組等について御説明をいたします。

こちらの2ページ、3ページの指標一覧表も、併せて御覧いただければと思います。

こちら指標の一覧表の2ページ、3ページの部分ですけれども、こちらは表の左端から、農林水産業振興計画の節、項、それから指標の番号、指標名、計画策定時の現況値、それから上段下段で直近の実績と、当該年度の暫定目標値、令和12年度の目標値、評価、現状分析と今後の見通し、課題、それから今後の取組と担当課という順に記載をしております。

まず2ページの第3節、生産基盤の確保、整備と試験研究の推進に関する指標の指標番号22番、林内路網整備延長ですが、こちらは令和3年度の目標値6,978km以上というのに対しまして、実績が7,001kmとなっております。

次に、3ページになりますけれども、第6節、1番下の節の活力と魅力ある農山漁村の創生に関する指標の68番、治山事業により保全される集落数ですが、こちらは令和4年度の目標値1,105集落以上に対しまして、実績は1,120集落となっております。

これら2つの指標につきましても、林業専用道や森林作業道の整備、それから治山施設の設置が着実に進んでいるところです。

今後は路網整備につきましても、森林整備実施区域を中心に、林業専用道や森林作業道の整備を行うなど、各種事業を活用し路網整備を進めてまいります。

また治山事業につきましても、事業が円滑に進むよう早期発注に努めてまいります。

次に、1枚戻りまして2ページ、1番上の第1節、東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化に関する指標の3番目、No3、森林整備面積です。

こちらは令和3年度の目標値6,200ha以上に対しまして、実績は5,857haとなっております。

森林整備面積につきましても震災前の半分程度にとどまっており、横ばい傾向で推移しております。

今後は国庫補助事業に加え、県森林環境税を活用した森林整備への支援制度を継続いたしまして、森林整備実績の確保に努めてまいります。

次に第2節、多様な担い手の確保・育成に関する指標14番の新規林業就業

者数です。

新規林業就業者数は、令和4年度の目標値125人以上に対しまして、実績は107人となっております。新規就業者数は令和2年度は78人と100人を下回ってございましたけれども、令和3年度は100人、令和4年度は107人となっております、また新規就業者を含む林業就業者数の回復の兆しがありますけれども、被災地での人手不足や高齢化への対応、就業後の継続的な支援というものが求められておりまして、今後、担い手の福利厚生の実質や、労働安全衛生対策など、継続して支援に取り組んでまいります。

なお資料8-6、農林水産業業者等との意見交換会での主な意見を併せてお配りしておりますので、参考にしていただければと思います。

説明は、以上です。

議長(藤野会長)

はい、ありがとうございました。

ただいま報告事項の説明がありましたが、御質問がありましたらお願いします。

いかがでしょうか。では、豊田委員お願いいたします。

豊田委員

育成対策の中で林業アカデミーのほかに、何かやっつてることを教えてください。

議長(藤野会長)

いかがでしょうか。はい、森林計画課長お願いします。

森林計画課長
(宮田課長)

林業アカデミーの長期研修は、新規就業者を対象にしております、そのほかにアカデミーの中でも短期研修ということで、市町村の職員の方々や、もう既に就業されてる方を対象に、改めてその研修機会を設けるということが、まず1つございます。

それから、これは県の直接の取組ではないですが、林業労働者確保センターというところで、就業の相談を受け付け、我々と共同・協調をしまして、様々な確保対策を行っているということがあります。

あと県のほうで、就業した方に対して福利厚生、新たに就業された方には防刃パンツとか、そういうものをまず自分で入手するというのが大変だということもありまして、事業体に対して支給品を補助するとか、そのような補助事業も設けながら、その林業事業従事者の福利厚生等の向上に努めているというのがあります。

一方で、林業アカデミーふくしまで、そこに入校する方を募集するというのを毎年やっつてる訳ですけども、それがPR効果を生んでるのではないかなというふうには思っております。新聞の広告ですとか、最近はSNSへの動画とか、CMとかを上げたりして、これから林業を目指そうという若い人に届くような、取組をやっております。

そのお陰もあって、林業という生業が、知名度が上がってきてるんじゃないかなと感じているところでもあります。我々でやってる補助事業とあわせながら、更なる就業者の確保というものに努めていきたいというふうに考えているところです。

議長(藤野会長)

豊田委員いかがですか。

今のに関連して、例えば首都圏などで、県のほうが主催で林業の就業説明会はされているのでしょうか。

森林計画課長
(宮田課長)

県で直接、就業説明会を開催はしていませんけれども、都内や首都圏のほうで配られているそのチラシに無料で掲載する広報もしております。

それから先ほど言った林業労働者確保センターのほうを通じて、そういう都市圏からIターンUターンという部分も受け入れるような形にもなっており、自然の中で暮らしながら仕事をしていきたいという方も、受入れられるようなそういう体制を今後も続けていきたいと思ってるところです。

議長(藤野会長)

はい、ありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。では、関委員お願いいたします。

関委員

ありがとうございます。

今の林業アカデミーふくしまについてですが、小学生の息子が学校からアカデミーのイベントですか、とてもすてきな格好いいチラシをもらってきて、中身もチェーンソーの大会ですとか、すごく行きたいなって思わせてくれるような中身ですし、小学校、中学校に配ることによってきっと注目度も将来の職業の選択肢の一つとしても気に止まるのではないかと思いますのでとてもいいと思います。

それから是非、卒業生の方から、例えばSNSで情報発信をしていただくとか、もっと若い方にどんどんアピールをしていただけたらと思います。ありがとうございます。

議長(藤野会長)

はい、ありがとうございます。

卒業生のところについて、森林計画課長お願いいたします。

森林計画課長
(宮田課長)

ありがとうございます。

先ほどの話は多分、林業祭の話だったかと思います。郡山地区の近傍の小中学校のほうにチラシなんかも配らせていただいて、動画も鋭意作成中なんですけど、伐木チャンピオンシップというのを併催しました。

チェーンソーの競技会は、世界大会まである競技会なんですけど、第1回として去年初めて開催したんですけど、世界大会に出るレベルの方々に来てい

ただいて、その競技に参加していただいて、何といたってもそのチェーンソーを扱う技術力の向上というのが、自分の身を守ることに実はつながるといふところもあって、そういったものを競技としてやることによって、それを観客の皆様にも見ていただいて、非常に盛り上がった中身になっておりました。

やはり林業が格好良いよねって思っていたいただけるような、我々そのような取組とか見せ方、先ほども御指摘ございましたSNS等を活用しながら、できるだけ今後の職業として選択していただける、そういうような取組を続けていきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

議長(藤野会長)

はい、ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。では、白岩委員お願いいたします。

白岩委員

先ほど御説明ありましたA3の資料の3ページ、3番になりますが、森林林業関係の福島県農林水産業振興計画指標の一覧の中の、下から2番目の項目、ナンバー68番。

この中の快適で安全な農山漁村づくりの課題の中に、入札不調による事業着手の遅れが課題となっているというのがありましたが、具体的にお聞かせ願いたいと思います。

森林保全課長
(吉田課長)

森林保全課です。

その指標は、治山事業において保全される集落であります。山地災害危険地区で人家を保全対象とするものを単位で集落と数えまして、そこに治山事業で施設が入ったものが保全される集落数ということでカウントしております。

課題として挙げた、入札不調による事業着手の遅れですが、こちらは治山施設、治山ダムや山腹崩壊箇所を直したりという治山事業を公共工事として発注する訳ですが、近年災害も多いものですから技術者の方が不足し、発注してもなかなか契約に至らないものが見受けられるということでございます。

工事がなかなか進まないということになってしまいますので、そういうことがないように、工事の発注を早め早めに行ったり、入札する方が参加しやすいような設計をするとか、そのようなことで対策をしていきたいと考えております。

議長(藤野会長)

白岩委員、今のでよろしいでしょうか。

ほかいかがでしょうか。では、村越委員よろしく申し上げます。

村越委員

建築士の村越です。

先ほどに関連しまして、建築のほうでもこの入札不調が結構問題になっています。

近年、すごい勢いで価格高騰してることもありまして、通常、公共工事の積算もやらさせていただいたりするときに、県の単価で発注されるのですが、そちらの単価が現実の単価に全然合わなくなってしまうケースが結構あります。

やはり適正な単価でやっていただかないと、なかなか真面目にやろうとするとお金が合わなくて、入札したくても応札できないということが起きてる部分もありますので、その辺をもう少し考えていただけると良いのかなと思います。以上です。

議長(藤野会長) ありがとうございます、村越委員ありがとうございました。
では、森林保全課長お願いいたします。

森林保全課長
(吉田課長) 今ほどの件につきまして、確かに県の単価ですと、発注の時期と単価の作成時期のズレというのはどうしても出てきてしまい、昨今の物価の高騰がものすごくスピードが上がってるという中では大変だというのはあります。

担当部局でも、その見直しの期間といいますか、回数も増やしたりいろいろ対策をしているところであります。

また契約後にもスライド条項ということで、一定以上値上がりしたものは、協議によって設計対応していくというようなこともございますので、そういったことも踏まえながら、入札不調にならないように対応していきたいと考えております。

議長(藤野会長) はい、ありがとうございました。では、鈴木委員お願いいたします。

鈴木委員 はい、鈴木でございます。

この資料8-4の新規林業就業者数について、ここで令和2年よりも令和4年のほうがかなり増えていますが、私ども浜通り地区の人間ですが、特に私どもは原発から20km以内というところで、もう若い者はほとんどいません。

ところが林業従事者ということを考えると、どうしても既存の森林組合等の組織を活用していかないと、我々のところはもうやっていけないのではないかとということで、そういう既存の森林組合等のでこ入れというか、そういうのも含めた担い手育成ということにさせていただければと思っております。

議長(藤野会長) ありがとうございます。森林計画課長お願いします。

森林計画課長
(宮田課長) はい、ありがとうございます。

実際、林業アカデミーの面接等で選考を行っていくのですが、基本的には林業事業体に就業を希望される方を中心に選考しております。

林業事業体の中で、やはりその機械力等を生かして、今後ずっとそこで活

躍をしたっていう思いがある方を中心に選考しております。

自分の所有林を自分で経営していく自伐林家と呼ばれる方々については、既存のいろいろ枠組みの中で支援はこれまでもしてきましたし、今後も行っていくつもりではありますけれども、やはり今後、林業っていうのを生業としてしっかり儲かる観点からやっていこうと思えば、どうしてもそういう事業体、つまり森林組合を中心とする事業体を支援をしていく、御指摘のとおりだろうと思います。

そういったことを念頭に置きながら、そこに就業できる人材をまず確保していくということ、それから事業体に勤めている方が、しっかりと儲かって、若い方がここで将来働いていても結婚もできるし、子供もつくれる、そういうような希望が持てる産業であるように、事業体のほうに対してもしっかりと支援をしていきたいと思っているところでございます。

議長(藤野会長)

それに関連してですが、これが指標でいうと55番のところ、森林経営管理権集積計画の作成面積というところで評価としてはBとなっておりますが、これの現状分析と今後の見通しのところに、相双管内市町村においては復旧事業が優先され取組が進んでいないという記述があり、これは市町村役場だけではなくて、事業体側にとっても、ふくしま森林再生事業など、いわゆる造林事業とは違うものが優先されてしまって、なかなか森林整備に回っていないのかなと思えます。

当然これらの中心になってるのが、森林組合だと思いますので、先ほどの御指摘のところで行くと、林家ではなかなかやりきれないので、組織力のある森林組合に頑張ってもらいたいという御意見だったかと思いますが、その森林組合をもう少し森林整備に回していく努力というのも、この指標のこのB評価というところに表れているかと思いますが、その辺りの御指導を県のほうとしてもやっていただくのが良いのかなと思えます。

ほかに何か皆さん御意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

時間のほうも大分経っておりますので、審議のほう質問につきましてはここまでとさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

司会

(野村主幹)

藤野会長ありがとうございました。

また委員の皆様には、長時間にわたり御審議をいただき、ありがとうございました。

それでは次第の6、その他に移らさせていただきます。

事務局お願いします。

事務局

(川口主幹)

事務局より2点連絡がございます。

1点目は、本日の議事録についてです。

議事録につきましては整理の上、御発言いただきました各委員に御確認を
いただきまして、議事録署名人の署名後、写しを全委員へお送りいたします。

なお、議事録は森林計画課ホームページで公表いたしますので御了承願
います。

2点目は、森林保全部会の開催です。

次回の開催を12月26日火曜日に予定しております。

森林保全部会委員の皆様は御予定をお願いします。事務局からの連絡事項
は以上です。

司会
(野村主幹)

以上をもちまして、福島県森林審議会を閉会いたします。

長時間の御審議ありがとうございました。